

令和 7 年 4 月 1 日

姫路市長 清 元 秀 泰

競争入札の参加者の格付基準等について

競争入札の参加資格等について（平成 2 3 年姫路市告示第 4 0 8 号。以下「告示第 4 0 8 号」という。）第 8 項及び第 1 1 項に規定する競争入札の参加者の格付基準等を定めたので、下記のとおり告示する。

記

- 1 建設工事請負契約に係る競争入札に参加しようとする者については、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）別表第 1 の上欄に掲げる工事の種類（以下「工事業種」という。）ごとに、告示第 4 0 8 号第 4 項第 1 号クに規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経営事項審査結果通知書」という。）の総合評定値に基づき、次表のとおり、土木一式工事及び建築一式工事にあつては S、A、B、C 又は D の 5 ランクに、それ以外の工事業種にあつては A、B 又は C の 3 ランクに区分して格付を行い、同表のランクの欄の区分に対応する発注標準金額の欄に定める額の範囲内の建設工事請負契約に関して競争入札に参加する資格を有する。

工事業種	総合評定値	ランク	発注標準金額
土木一式 工事	1040 以上	S	5,000 万円以上
	800 以上 1040 未満	A	3,000 万円以上 15 億円未満
	690 以上 800 未満	B	500 万円以上 1 億 5,000 万円未満
	570 以上 690 未満	C	4,000 万円未満
	570 未満	D	1,500 万円未満
建築一式 工事	1040 以上	S	5,000 万円以上
	800 以上 1040 未満	A	3,000 万円以上 15 億円未満
	660 以上 800 未満	B	300 万円以上 1 億 5,000 万円未満
	560 以上 660 未満	C	4,000 万円未満

	560 未満	D	1,500 万円未満
上 記 以 外 の 工 事	720 以上	A	300 万円以上
	600 以上 720 未満	B	4,000 万円未満
	600 未満	C	2,000 万円未満

- 2 工事に関する設計、測量又は調査業務委託（以下「建設関連コンサルタント」という。）の契約に係る競争入札に参加しようとする者については、第1号に掲げる格付を行う業種ごとに、告示第408号第4項第2号ケに規定する経営規模総括表（以下「経営規模総括表」という。）の業種別年間平均実績高、自己資本額及び年間平均実績高、有資格者数並びに営業年数に応じて、第2号に定めるところにより算定した総合点数に基づき、次表のとおりA、B又はCの3ランクに区分して格付を行い、同表のランクの欄の区分に対応する発注標準金額の欄に定める額の範囲内の建設関連コンサルタントの契約に関して競争入札に参加する資格を有する。

業 種	総合点数	ランク	発注標準金額
測 量 建築コンサルタント	180 以上	A	200 万円以上
	140 以上 180 未満	B	100 万円以上 4,000 万円未満
	140 未満	C	2,000 万円未満
土木コンサルタント	250 以上	A	300 万円以上
	150 以上 250 未満	B	150 万円以上 4,000 万円未満
	150 未満	C	2,000 万円未満
地 質 調 査 補償コンサルタント	180 以上	A	300 万円以上
	140 以上 180 未満	B	150 万円以上 4,000 万円未満
	140 未満	C	2,000 万円未満

- (1) 格付を行う業種は、次のアからオまでに掲げるものとする。

- ア 測量
- イ 建築コンサルタント
- ウ 土木コンサルタント
- エ 地質調査
- オ 補償コンサルタント

- (2) 総合点数は、次の算式によって計算した値とする。

算式

$$3 \times A + B + 5 \times C + D$$

この式においてA、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとする。

A 経営規模総括表の業種別年間平均実績高の金額に応じ、別表第1の点数の欄に掲げる点数

B 経営規模総括表の自己資本額を年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値（別表第2において「自己資本額数値」という。）に応じ、同表の点数の欄に掲げる点数

C 経営規模総括表の有資格者のうち、別表第3の中欄に掲げる者の数に5を、同表の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表第4において「合計数値」という。）に応じ、別表第4の点数の欄に掲げる点数

D 経営規模総括表の営業年数に応じ、別表第5の点数の欄に掲げる点数

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認める場合には、建設工事請負契約に係る競争入札に参加しようとする者及び建設関連コンサルタントの契約に係る競争入札に参加しようとする者について、前2項に規定する発注標準金額の範囲外の契約に関しても、競争入札に参加する資格を有するものとする。

(1) 発注金額に対応するランクに格付されている者が極端に少ないとき。

(2) 特殊な技術又は機械器具を必要とするとき。

4 市長は、この告示で定める格付に用いた経営事項審査結果通知書又は経営規模総括表に虚偽等の不正な内容があることが判明した場合は、格付を取り消すことができる。

5 競争入札の参加者の格付基準等について（令和6年姫路市告示第147号）は、廃止する。

別表第 1

年間平均実績高	点数
20 億円以上	30
10 億円以上 20 億円未満	25
5 億円以上 10 億円未満	20
1 億円以上 5 億円未満	15
1 億円未満	10

別表第 2

自己資本額数値	点数
10 以上	30
5 以上 10 未満	20
5 未満	10

別表第 3

業種区分	有 資 格 者	
測量	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者（測量士の登録を受けている者を除く。）
建築 コンサルタント	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による構造設計 1 級建築士証の交付を受けている者、設備設計 1 級建築士証の交付を受けている者、1 級建築士の免許を受けている者（構造設計 1 級建築士証又は設備設計 1 級建築士証の交付を受けている者を除く。）、建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）第 17 条の 21 の建築設備士登録を受けている者	建築士法による 2 級建築士の免許を受けている者（1 級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士（建築積算資格者）試験に合格し、登録を受けている者
土木 コンサルタント	技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第 2 次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を機械設計、流体力学又は交通・物流機械及び建設機械とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、上下水道部門（選択科目を上水道及び工業用水道又は	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法（平成 4 年法律第 51 号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録を受けている者、電

	下水道とするものに限る。)、衛生工学部門(選択科目を廃棄物管理とするものに限る。)、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る。)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)、情報工学部門若しくは応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)に合格し、若しくは総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目(電気電子部門、建設部門及び情報工学部門にあつては、それぞれいずれかの選択科目)とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者又はアジア太平洋経済協力(APEC)が取りまとめた「APECエンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモニタリング委員会に登録され、かつ、追加審査が必要な場合はそれに合格している者	気事業法(昭和39年法律第170号)による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタント協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)若しくは応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)に合格し、又は総合技術監理部門(選択科目を上記各部門の選択科目とするものに限る。)に合格し、同法による登録を受けている者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

補償 コンサルタント	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）による司法書士の登録を受けている者及び一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者
---------------	--

別表第４

合計数値	点数
１１０～	３０
６５～１０９	２５
４０～６４	２０
１５～３９	１５
～１４	１０

別表第５

営業年数	点数
３５年以上	３０
２５年以上　３５年未満	２５
１５年以上　２５年未満	２０
５年以上　１５年未満	１５
５年未満	１０